

公共施設複合化ワーキンググループおよび町民ワークショップ実施委託仕様書

第1章 総則

第1条 適用範囲

本仕様書は、寒川町（以下、「発注者」という。）が実施する「公共施設複合化ワーキンググループおよび町民ワークショップ実施委託」（以下、「本業務」という。）に適用する事項を定めるものとする。

第2条 業務の目的

多くの公共施設が老朽化している一方、全てを建替える財政的余力はなく、施設の再編（複合化・多機能化）による効率的な再配置が必要である。

そのような中で、公共施設再編に関する住民ニーズを的確に把握し、「望ましい」「こうありたい」といった将来イメージ（コンセプト）を作成することを目的として開催する。

職員による庁内職員ワーキング（以下、「ワーキング」という。）および町民ワークショップ（以下、「ワークショップ」という。）の支援業務であり、ワーキングやワークショップに向けた、全体計画・設計、説明資料の作成、開催時のファシリテーション、受容性調査、実施レポートの作成、基本構想・基本計画に進めるための報告書等の作成支援を行うものである。

第3条 委託期間

契約の日から令和10年3月31日まで

第4条 業務内容

1. 事前調査・資料収集

既存データの収集・整理をおこなうこと。

2. ワーキング運営業務

業務の詳細については、第2章に記載

3. ワークショップ運営業務

業務の詳細については、第3章に記載

4. 報告書・提言書作成業務

ワーキングとワークショップにより導き出された、公共施設再編の望ましい姿を示すコンセプトを踏まえて、報告書・提言書を作成すること。

第5条 業務管理

1. 本業務の実施にあたっては、関連する法令・条例等を遵守すること。
2. 受注者は適切な工程管理を行い、発注者の指定する時期に中間報告書及び、発注者が求める中間成果の提出を行うものとする。

第6条 想定スケジュール

令和8年度	
契約締結～R8.6月上旬	キックオフ、データ収集・整理
契約締結～R8.7月下旬	ワーキング実施準備
R8.8月上旬～R8.9月下旬	ワーキング実施
R8.10月上旬～R8.10月下旬	追加受容性調査実施
R8.11月上旬～R8.12月下旬	報告書・提言書の作成
R9.1月上旬～R9.3月中旬	令和9年度実施ワークショップの要件定義
R9.3月中旬まで	中間報告書提出
令和9年度	
R9.4～R9.6月下旬	ワークショップ実施準備
R9.7～R9.8月下旬	ワークショップ実施
R9.9月上旬～R9.12月下旬	報告書・提言書の作成

第7条 再委託の禁止

1. 本業務の全部または一部を第三者に再委託することは原則として禁止する。
ただし、次に該当する場合は事前に発注者の書面による許可を得たうえで再委託が可能とする。
2. 特定の技術的専門性を要する部分で、受注者自らが当該能力を有しない場合かつ再委託先が明確に指定され、機密保持契約等が締結されている場合。
3. 再委託の可否、範囲、再委託先の資格・実績・機密保持措置は事前に発注者が審査・承認するものとする。
4. 再委託を行った場合でも、受注者は当該再委託先の業務遂行についてすべての責任を負うものとする。

第8条 成果品の帰属

1. 業務で作成された成果物の著作権は原則として発注者に帰属する。ただし、受注者が従来から有していた権利等については、受注者に留保することができる。
2. 成果物の外部公表は発注者の承認を必要とする。

第9条 守秘義務

1. 受注者は、本業務遂行中に知り得た事項については、本業務終了後も含め、いかなる理由があっても他に漏らしてはならない。

第10条 個人情報保護

1. 個人情報は関連法令に従って取り扱うものとし、必要最小限の収集・匿名化・集計処理を行う。

第11条 その他注意事項

1. 本業務で発注者が撮影した写真等は、本業務以外で発注者が作成する広報制作物等において二次利用できるものとする。
2. 本業務に係る一切の経費は、委託金額に含むこと。
3. 本業務完了後において、受注者の過失又は疎漏に起因する不良個所及び、誤りが生じた場合は受注者の責任において速やかに適切な処理をしなければならない。
4. 受注者は本業務を遂行するにあたり、本仕様に記載なき事項等について、疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議のうえ、その指示に従うこと。

第2章 庁内ワーキンググループ運営業務

第1条 開催時期

1. 令和8年8月上旬から9月下旬ごろ

第2条 開催回数

1. 合計5回程度実施 ※各回3時間程度
2. 開催間隔は発注者と受注者との協議のうえ決定する。

第3条 対象者

1. 町職員で構成する庁内ワーキングチーム
2. 施設の再編を予定している6つの小中学校ごとにメンバーを設定する。
3. 構成メンバーおよび参加人数は、発注者と受注者との協議のうえ決定する。

第4条 業務内容

1. 町の公共施設再編（特に小中学校の再編）に向けた、複合化・多機能化をテーマに、「望ましい姿・こうありたい姿＝コンセプト」の設定を行うためのプロジェクトマネジメントおよび、ワーキングの運営補助、シナリオ作成、教材準備を行うこと。
2. 職員や町民のインサイト（本人も気づいていない深層心理や無意識の欲）に寄り添って、ワーキングをファシリテートすること。
3. ワーキングの実施にあたり生成AIを取り入れること。
4. ワーキングの実施にあたり各回の記録を残すこと。
5. ワーキングの結果を踏まえて、町民やステークホルダへの追加受容性調査を実施すること。

第5条 成果品

1. 参加者名簿・出席簿
2. ワーキンググループ各回の記録（写真、集計資料等）
3. 追加受容性調査の結果
4. 中間報告書

第3章 町民ワークショップ運営業務

第1条 開催時期

1. 令和9年7月上旬から8月下旬ごろ

第2条 開催回数

1. 合計6回程度実施 ※各回3時間程度
2. 開催間隔は発注者と受注者との協議のうえ決定する。

第3条 対象者

1. 対象者の選定については、令和8年度に実施するワーキングの内容を踏まえて、発注者と受注者との協議のうえ決定する。

第4条 実施内容

1. 町の公共施設再編（特に小中学校の再編）に向けた、複合化・多機能化をテーマに、「望ましい姿・こうありたい姿＝コンセプト」の設定を行うためのプロジェクトマネジメントおよび、ワークショップの運営補助、シナリオ作成、教材準備を行うこと。
2. 参加する町民のインサイト（本人も気づいていない深層心理や無意識の欲）に寄り添って、ワークショップをファシリテートすること。
3. ワーキングの実施にあたり生成AIを取り入れること。
4. ワークショップの実施にあたり各回の記録を残すこと。
5. ワーキングおよびワークショップの結果を踏まえて、具体的な学校の複合案に向けた、受注者としての知見を交えた提言を取りまとめること。
6. ワーキングおよびワークショップの結果を踏まえて、学校複合化にともなうイメージ図を作成すること。

第5条 成果品

1. 参加者名簿・出席簿
2. ワークショップ各回の記録（写真、集計資料等）
3. 最終報告書コンセプト提案書
4. その他、発注者が必要と認める書類